

閱覽用

平成 31 年 第 3 回
神崎市農業委員会総会 議事録

平成 31 年 3 月 5 日
神崎市農業委員会

平成31年 第3回 神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年3月5日(火) 午前9時30分開会
2. 開催場所 神崎市役所3-3会議室
3. 出欠者の状況

出席委員 10名

欠席委員 3名

傍聴者 なし

番号	役職	氏名	出欠
1	会長	森 義博	出
2	副会長	筒井 信秀	出
3	副会長	服巻 玉美	出
4	委員	香月 涼子	出
5	委員	馬渡 次秋	出
6	委員	原 隆行	出
7	委員	大田 一秀	出
8	委員	福田 省二	出
9	委員	角田 良正	欠
10	委員	鶴 博行	欠
11	委員	福田 肇	出
12	委員	黒田 和吉	出
13	委員	本間 昭久	出

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

12番 黒田和吉委員 13番 本間昭久委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 鶴智広 副課長 山口秀利

日程第3 付議事件

議案第1号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	2件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について	8件
議案第5号 あっせん委員の指名について	1件

議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	10件
議案第7号	農振除外申請(軽微な変更)に伴う事前審査について	1件
議案第8号	神崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について	20件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	4件
報告第2号	農用地利用配分計画の認可(農用地利用配分計画関係)に ついて	1件

5. 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 鶴智広
農政農地係副課長 山口秀利
農政農地係主事 糸山碧

【農政水産課職員】

農政企画係主事 川端晃博
農政企画係主事 山田昇平

6. 会議の概要

事務局長

おはようございます。本日は大変お忙しい中、総会にご出席していただき誠にありがとうございます。着席して議事を進めさせていただきます。

それから、次回の第4回の総会開催につきましてでございます。

本来は4月からの新しい農業委員で行うべきと思っておりますけれども、着任早々に総会の開催をいたしますと、農業委員として詳しい知識も得ない状況での開催となりまして、審議を適正に行うことが出来ないということが懸念されます。

このようなことから、3年前も、前の委員さんに審議をいただいております、皆さんに審議をいただいたのは、第5回の5月から審議をいただいております。

つきましては、第4回の4月審議分を、3月末に開催し、現在の委員である皆様をお願いすることとしたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、平成31年第3回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長のあいさつをお願いいたします。

会 長(会長あいさつ)

おはようございます。今、確定申告の時期となっておりますけれども、私も青色申告をしております。私は農業の申告をしておりますけれども、このような状況で、鉛筆が握れませ

んでしたので、妻と二人でやりました。妻が言うには、こんなに経費がかかっているのは少ないと言っておりました。今まで農業の中身を知らなかった妻も知ったと言いますか、もっと早く農業に対する関心を持ってもらえたら良かったなということでこれも怪我の功名かなと思っております。皆さんは、怪我の無いようにお願いしたいと思います。

それでは、只今から、平成31年第3回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長

本日の出席委員は11名です。

欠席届が、9番角田良正委員、10番鶴博行委員より提出されています。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。森会長、よろしくをお願いいたします。

(議長登壇)

議長

それでは、お手元の総会次第に沿って議事を進めさせていただきます。

日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、12番 黒田和吉委員と13番 本間昭久委員の2名を指名いたします。

よろしくをお願いいたします。

議長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を事務局の鶴局長、山口副課長を指名します。

議長

日程第3 付議事件

議案第1号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	2件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について	8件
議案第5号 あっせん委員の指名について	1件
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	10件
議案第7号 農振除外申請(軽微な変更)に伴う事前審査について	1件
議案第8号 神崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について	20件
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	8件
報告第2号 農用地利用配分計画の認可(農用地利用配分計画関係)に ついて	1件

以上、8議案の43件と報告第1号および2号の9件でございます。

ご審議、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議長

只今から議事に入りますが、質問のある方は挙手をして指名を受けてから、必ずマイクを通して、議席番号と氏名を言ってから発言されるようお願いいたします。

(事業計画変更承認申請関係)

(受付番号1番 申請者入室)

議長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について議題といたします。受付番号1番について審議いたします。

事務局から説明させます。

事務局

【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第1号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。

受付番号1番、申請地の所在は千代田町〇〇字〇〇 〇〇番、田の2, 322 m²です。

本件は、当初の転用事業者が、許可を受けた事業の目的を変更する場合となります。

転用事業の当初と変更後の目的、当初の事業が遂行できない理由、変更後の転用事業が緊急な理由、事業継承後、この件については変更計画後となりますけれども、施設の用途や資金については記載のとおりで、完了は平成31年3月31日の予定です。

申請地は農振除外決定済みで、農地区分は、申請地は「宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設等が連たんしている区域に近接する区域内的の農地でその規模が概ね10ha未満である」ことから第2種農地に該当し、用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」となります。

位置図などを2ページから4ページに添付しております。

申請に必要な書類として、当初と変更後の土地利用計画図、残高証明書があり、排水処理や被害防止については、周囲に支障が無いよう計画されていて地区の同意もあり、問題ないと思われれます。

説明は以上です。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号、受付番号1番について、地区担当委員の2番筒井副会長のご意見を願いたいと思います。

2番 筒井副会長

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

2番の筒井でございます。議案第1号受付番号1番については、私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の野中推進委員と共に現地の状況や事業計画変更の内容を確認しましたが、申請地は道路と水路に囲まれ、周辺に農地の広がり無く、利用目的には適していると思われま。

また、周囲に影響が無いよう適切に計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

筒井副会長どうぞ。

2番 筒井副会長

2番の筒井です。確認をしたいと思います。第1号議案の受付番号1番と2番、議案第2号議案の受付番号1番は関連があると思いますので、まとめて確認をしたいと思います。当初計画の許可はいつごろに出ていますか。

議 長

事務局より回答をお願いします。

事務局

議案書の1ページをご覧くださいますと、転用事業の目的の欄の当初の下の方に記載していますが、平成17年5月30日付けで県の許可を頂いている案件です。当初の目的は〇〇で、3ページに当初の計画図面を添付しております。以上です。

2番 筒井副会長

千代田町農業委員会の時にされているんですかね。

事務局

合併前の千代田町農業委員会で審議されております。

2番 筒井副会長

分かりました。それと、議案書の右側の摘要欄に農振除外の決定の日付が平成23年で、当初の許可が平成17年となっているので、当初の時は農振除外が出ていなかったのでしょうか。

事務局

平成17年の許可時点において、農振除外はされております。平成23年の日付は、合併後神埼市の計画が、変更になっている一番最新の日付を記載しております。これまでも、審議の際に説明を行ってきておりますが、過去に農振除外がされているものについても、最新の日付をもって、市担当部局より証明がなされることから、議案書にはその日付を記載しております。以上です。

2番 筒井副会長

平成17年の許可から、10年以上期間が過ぎておりますが、その間の指導はどのようにされていたのでしょうか。

事務局

これまで、許可後の進捗状況を確認し指導を適宜行ってきておりまして、その折には、申請者より、当初の計画では事業遂行が困難であるため、別の事業者へ同じような目的で、事業を引き継いでもらえるようなところを探しているとの回答がされていたという状況でした。以上です。

議 長

他にございませんか。

議 長

無いようですので、質疑を終了いたします。

申請者の方は退室をお願いいたします。

(受付番号1番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第1号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請、受付番号1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(受付番号2番 申請者入室)

議 長

続きまして、受付番号2番について審議いたします。

事務局から説明させます。

事務局

受付番号2番、申請地の所在は千代田町〇〇 字〇〇 〇〇番、田の2, 299㎡で、本件は、当初の転用事業者から他の事業者へ、当該事業の目的等を変更して承継する場となります。

転用事業の当初と変更後の目的、当初計画者とその事業が遂行できない理由、事業継承者とその変更後の転用事業が緊急な理由、事業継承後の施設の用途や資金については記載のとおりで、完了は2019年9月30日の予定です。

権利の内容は所有権の移転。農振除外は決定済みで、農地区分は、申請地は「宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設等が連たんしている区域に近接する区域内の農地で、その規模が概ね10ha未満である」ことから第2種農地に該当し、用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」となります。

位置図などを5ページから7ページに添付しております。

申請に必要な書類として、当初と変更後の土地利用計画図、残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前協議は行われていて、排水処理や被害防止については、周囲に支障が無いよう計画されていて、地区の同意もあり問題ないと思われます。

なお、本件をご承認いただいた後には、あらためて、第2号議案にて農地法第5条の規定による転用申請を審議することとなります。

説明は以上です。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号、受付番号2番について、地区担当委員の2番筒井副会長のご意見を願います。

2番 筒井副会長

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

2番の筒井でございます。議案第1号受付番号2番については、私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の野中推進委員と共に現地の状況や事業計画変更の内容を確認しましたが、受付番号1番の審議と同じで、申請地の周辺に農地の広がり無く、事業目的には適していると思われま

す。また、周囲に影響が無いよう適切に計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。

皆様のご審議をよろしく願います。

議長

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

3番服巻副会長どうぞ。

3番 服巻副会長

3番の服巻です。変更後に〇〇とありますが、〇〇は〇〇という考え方でいいんでしょう

か。

申請者

〇〇の〇〇と申します。うちの法人で計画しております〇〇と言いますけど、簡単に申しますと、〇〇ということになります。ただ、定員のうち50%は、他の〇〇や地域の〇〇も受け入れることができる〇〇となっております。

議長

よろしいですか。

3番 服巻副会長

はい。

議長

他にございませんか。

議長

無いようですので、質疑を終了いたします。

申請者の方は退室をお願いいたします。

(受付番号2番 申請者退室)

議長

これより採決に入ります。

議案第1号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請、受付番号2番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成であります。本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(農地法第5条関係)

(受付番号1番 申請者入室)

議長

議案書の8ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

受付番号1番について審議をいたします。

事務局より説明をいたします。

事務局

【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番、申請地の所在は千代田町〇〇 字〇〇 〇〇番、田の2, 299㎡で、先ほどご審議いただいた議案第1号の受付番号2番の事業計画変更承認に伴

う農地法第5条転用許可申請であります。

転用の目的や理由、譲り渡し人、譲り受け人、施設の用途や資金などは記載のとおりで、完了は2019年9月30日の予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外は決定済み。農地区分は、申請地は「宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設等が連たんしている区域に近接する区域内の農地で、その規模が概ね10ha未満である」ことから第2種農地に該当し、用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」となります。

位置図などは5ページから7ページに添付しております。

申請に必要な書類として、土地利用計画図、資金の融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前協議は行われていて、排水処理や被害防止については、周囲に支障が無いよう計画されていて地区の同意もあり、問題ないと思われま

す。説明は以上です。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第2号、受付番号1番について、地区担当委員の2番筒井副会長のご意見を願

2番 筒井副会長

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

2番の筒井でございます。議案第2号受付番号1番については、私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

これは、先ほどの第1号議案の受付番号2番の事業計画変更に伴う農地転用申請であり、私も地区担当の野中推進委員と確認しましたが、事業目的に適していると思われる土地で、適切に計画されていて地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

ございませんか。

議長

無いようですので、質疑を終了いたします。

申請者の方は退室をお願いいたします。

(受付番号1番 申請者退室)

議長

これより採決に入ります。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(受付番号2番 申請者入室)

議 長

つづきまして、受付番号2番について審議をいたします。

事務局より説明をいたします。

事務局

【議案第2号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番、申請地の所在は千代田町〇〇字〇〇〇〇番、田の135㎡で、宅地拡張後の面積は、隣接する既存の宅地532.18㎡と併せて667.18㎡です。

転用の目的や理由、譲り渡し人、譲り受け人、施設の用途や資金などは記載のとおりで、完了は2020年5月31日の予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外は平成31年2月26日に決定されました。農地区分は、申請地は「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」として第1種農地に該当しますが、許可基準は、用地選定を行った上で「既存の施設の拡張で拡張に係る部分の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないもの」が該当します。

位置図などは9ページと10ページに添付しております。

申請に必要な書類として、土地利用計画図、資金の融資証明書及び残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前協議は行われていて、排水処理や被害防止については、周囲に支障が無いよう計画されていて地区の同意もあり、問題ないと思われます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第2号、受付番号2番について、地区担当委員の4番香月委員のご意見をお願いいたします。

4番 香月委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

4番の香月です。議案第2号受付番号2番については、私の担当地区です。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の古川推進委員とともに現地の状況や転用の内容などを確認しましたが、申請地は、申請者の家に隣接して事業目的に適した土地だと思われ、周囲の営農に支障が無いよう適切に計画されていて、地区の同意もありますので問題は無いと思います。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

ございませんか。

議 長

無いようですので、質疑を終了いたします。

申請者の方は退室をお願いいたします。

(受付番号2番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号2番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(農地法第4条関係)

(受付番号1番 申請者入室)

議 長

議案書の11ページをご覧ください。

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

受付番号1番について審議をいたします。

事務局より説明をいたします。

事務局

【議案第3号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番、申請地の所在は千代田町〇〇 字〇〇 〇〇番、田の385㎡です。

転用の目的や理由、申請人、施設の用途や資金などは記載のとおりで、完了は2

019年9月30日の予定です。

申請地は、農振除外は決定済みで、農地区分は、申請地は「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」として第1種農地に該当しますが、許可基準は、用地選定を行った上で集落に接続して設置される農業用施設等が該当します。

位置図などは12ページと13ページに添付しております。

申請に必要な書類として、土地利用計画図、残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前協議は行われていて、排水処理や被害防止については周囲に支障が無いよう計画されていて地区の同意もあり、問題ないと思われます。

説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第3号、受付番号1番について、地区担当委員の2番筒井副会長のご意見を願いたいいたします。

2番 筒井副会長

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

2番の筒井です。議案第3号受付番号1番については、私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員や事務局とともに、現地の状況や転用の内容などを確認しましたが、申請地は、申請者の家に隣接して事業目的に適した土地だと思われ、周囲の営農に支障が無いよう適切に計画されていて地区の同意もありますので、問題は無いと思います。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

ございませんか。

議 長

無いようですので、質疑を終了いたします。

申請者の方は退室をお願いいたします。

(受付番号1番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請、受付番号1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(議案第4号 農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の14ページをお開きください。

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

受付番号1番から8番までを一括して審議いたします。事務局より説明をいたします。

事務局

【議案第2号、議案書を基に朗読後、説明】

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

受付番号の1番から8番は、所有権の移転であり、申請理由などは記載のとおりです。

申請地の位置図を17ページから24ページに添付しています。

この申請は、農地の全部の効率的耕作要件、経営面積の下限面積要件、農作業などへの常時従事要件、農地の集団化、農作業の効率化など地域との調和要件を満たしている、農地法第3条第2項の各号にある不許可の要件に該当せず、許可基準を満たしているものと思われまます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

ご質疑ありませんか。

無いようですので質疑を終了いたします。

議 長

これより採決に入ります。

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番から8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり許可することに決定いたします。

(議案第3号 あっせん委員の指名)

議 長

次に、議案書の25ページをお開きください。

議案第5号 あっせん委員の指名について議題といたします。

受付番号1番について、事務局より説明をいたします。

事務局

【議案第3号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第5号 あっせん委員の指名について説明します。

農地所有者より佐賀県農業公社が行う農地売買等特例事業による売り渡し希望の申し出があり、事業要件に適合した農地でしたので申し出を受理し、農地の存在する地域を考慮してあっせん委員の指名を行います。

受付番号1番は千代田町〇〇 田4筆17, 798㎡で、申し出理由は「後継者がいないため」ということです。

申し出者、売り渡し希望価格などは記載のとおりで、位置図を26ページに添付しています。説明は以上です。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。あっせん売り渡しの申し出に係る あっせん委員を指名したいと思います。

受付番号1番の土地の所在は、千代田町〇〇でございますので、12番「黒田」委員を指名したいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしということですので12番「黒田」委員を指名いたします。

なお、同地区の「大島」最適化推進委員にもあっせん委員の補助をお願いすることといたします。

(議案第6号 農用地利用集積計画関係)

議長

次に、別冊の議案第6号をご覧ください。

それでは、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)について議題といたします。事務局から1ページの総括表について説明を求めます。

事務局

【議案第6号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

それでは、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地

利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

では、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表 利用権設定関係

神埼町新規4件、再設定4件、計8件

内訳は、田30筆63,979㎡

千代田町再設定2件、計2件

内訳は、田3筆2,871㎡、

神崎市合計10件

内訳は、田33筆66,850㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。総括表による説明は以上です。

議 長

只今、総括表の説明が終わりました。

次に、農用地利用集積計画について審議いたします。

それでは、2ページの農用地利用集積計画、神埼町新規分受付番号1番から4番について審議いたします。事務局より説明を求めます。

事務局

【議案第6号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの神埼町 新規1番から4番の申し出について説明します。

左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名、設定の利用目的、設定期間となっております。

設定する内容は、田17筆41,327㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載のとおりとなっておりますのでお目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

無いようですので、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決に入ります。

議案第6号、農用地利用集積計画、神埼町新規分の1番から4番の申し出について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長

次に、3ページの農用地利用集積計画、神埼町再設定分の受付番号1番から4番について審議いたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

【議案第6号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の3ページの神埼町 再設定1番から4番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田13筆22, 652㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決に入ります。

議案第6号、農用地利用集積計画、神埼町再設定分の番号1番から4番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、4ページの農用地利用集積計画、千代田町再設定の番号1番および2番について審議いたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

【議案第6号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の4ページの千代田町 再設定1番および2番の申し出について説明します。

設定する内容は、田3筆2, 871㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決に入ります。

議案第6号、農用地利用集積計画、千代田町再設定1番および2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(農政水産課 入室)

(議案第7号 農振除外(軽微な変更)申請関係)

議 長

次に、別冊の議案第7号をご覧ください。

議案第7号の農振除外申請(軽微な変更)の事前審査についてを議題といたします。

1ページの番号1番について審議いたします。

農政水産課からの説明を求めます。

農政水産課

農政水産課の山田です。着席して説明させていただきます。

議案第7号 農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条の規定により神崎市農振除外申請の軽微な変更に伴う事前審査について説明いたします。

農振除外申請に伴う事前審査総括表をお開きください。

今回の除外は、神埼町1件の申請となっております。

説明につきましては、総括表の項目順に番号、地区名、変更理由、地目、面積の順にしたがって説明をさせていただきます。

なお、申請人、申請地番、資料ページ数については記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

1番は、神埼町〇〇地区の〇〇として、田1筆で面積329㎡となっております。

詳細については、添付資料の確認をお願いします。

なお、当案件につきましては、平成30年12月の総会にて審議をいただいておりますが、その際は、田の一部除外で300㎡としておりましたが、今回、残地が29㎡と小さく、その利活用が困難であるため、一筆全てでの再度の審議をお願いするものです。

神崎市農振除外申請による説明は以上です。

議長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

無いようですので、議案第7号の農振除外申請(軽微な変更)の事前審査については、「やむを得ない」という意見を付けて回答することによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしということでございますので、「やむを得ない」という旨の意見を付けて回答することといたします。

以上で、議案第7号 農振除外申請(軽微な変更)の事前審査についての審議を終わります。

農政水産課の皆さんお疲れ様でした。

(農政水産課 退室)

(神崎市農地利用最適化推進委員の決定 関係)

議長

別冊の議案第8号をご覧ください。

議案第8号 神崎市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

説明については、1ページから4ページの番号1番から20番までを一括してお願いいたします。

事務局

【議案第8号の1番から20番について議案書を基に朗読後、説明】

議案第8号 神崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について説明します。

平成28年4月に神崎市農業委員会が委嘱した農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、平成31年4月から3ヶ年間で任期となる、次の推進委員を、農業委員会に関する法律等や神崎市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱等に基づいて、担当する地域を定めて、その地域の区長さんや生産組合長及び地域の農業者等に推薦を求めるとともに、推進委員になろうとする者の募集を行い、届出があった者で推進委員の適格者と認められる候補者について、農業委員会総会にて承認を求めるものであります。

それでは、議案書1ページの神崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者について説明します。

委員候補者20人について、向かって左から番号、担当予定地区名、推薦・応募の状況、候補者の氏名、ふり仮名、出身地区名、年齢、性別と記載しております。

番号1番は、(神納を除く)神埼地区を担当予定の、地区の推薦を受けられた〇〇さん、〇〇地区在住の〇〇歳、男性です。

番号2番は、神納・本堀地区を担当予定の、農事組合法人の推薦を受けられた〇〇さん、〇〇地区在住の〇〇歳、男性です。

番号3番は、横武・本告牟田地区を担当予定の、地域農業者3名以上の推薦を受けられた〇〇さん、〇〇地区在住の〇〇歳、男性です。

番号4番は、姉川地区を担当予定の、地区の推薦を受けられた〇〇さん、〇〇地区在住の〇〇歳、男性です。

番号5番は、尾崎地区を担当予定の、地区の推薦を受けられた〇〇さん、〇〇地区在住の〇〇歳、男性です。

番号6番は、竹地区を担当予定の、地域農業者3名以上の推薦を受けられた〇〇さん、〇〇地区在住の〇〇歳、男性です。

番号7番は、鶴・城原地区を担当予定の、地区の推薦を受けられた〇〇さん、〇〇地区在住の〇〇歳、男性です。

番号8番は、志波屋・的地区を担当予定の、地区の推薦を受けられた〇〇さん、〇〇

地区在住の〇〇歳、男性です。

番号9番は、直鳥・嘉納地区を担当予定の、地区の推薦を受けられた〇〇さん、〇〇地区在住の〇〇歳、男性です。

番号10番は、姉・黒井地区を担当予定の、地域農業者3名以上の推薦を受けられた〇〇さん、〇〇地区在住の〇〇歳、男性です。

番号11番は、詫田・下板地区を担当予定の、農事組合法人の推薦を受けられた〇〇さん、〇〇地区在住の〇〇歳、男性です。

番号12番は、崎村・用作地区を担当予定の、地区の推薦を受けられた〇〇さん、〇〇地区在住の〇〇歳、男性です。

番号13番は、渡瀬・柳島地区を担当予定の、地区の推薦を受けられた〇〇さん、〇〇地区在住の〇〇歳、男性です。

番号14番は、迎島地区を担当予定の、地区生産組合の推薦を受けられた〇〇さん、〇〇地区在住の〇〇歳、男性です。

番号15番は、境原地区を担当予定の、地区の推薦を受けられた〇〇さん、〇〇地区在住の〇〇歳、男性です。

番号16番は、下西・餘江地区を担当予定の、地区の推薦を受けられた〇〇さん、〇〇地区在住の〇〇歳、男性です。

番号17番は、(白木を除く)広滝地区を担当予定の、地域農業者3名以上の推薦を受けられた〇〇さん、〇〇地区在住の〇〇歳、男性です。

番号18番は、白木・久保山地区を担当予定の、地区の推薦を受けられた〇〇さん、〇〇地区在住の〇〇歳、女性です。

番号19番は、一番ヶ瀬・頭服地区を担当予定の、地区の推薦を受けられた〇〇さん、〇〇地区在住の〇〇歳、男性です。

番号20番は、鹿路地区を担当予定の、地区の推薦を受けられた〇〇さん、〇〇地区在住の〇〇歳、男性です。

推薦等の内訳は、地区や農事組合法人等の団体等の推薦が16人、地域農業者の推薦が4人、応募は無し、計20人です。

議案書の2ページから4ページの推進委員候補者の一覧表については、各候補者の推薦等の詳細としております。

候補者20人の番号順に記載しております。

項目は、一覧表の、向かって左より番号、担当予定区域名、次に推薦・応募の状況と推薦等を受けた地区や団体等の名称等、その次より推薦等届出内容として、候補者の氏名、出身地区名、年齢、性別、職業、農業関係等の主な経歴、農業経営の概況、推薦の理由を記載しております。

また、右端には、委員資格の確認状況を記載しておりますが、全員、欠格事項に該当

していませんので、推進委員の適格者としております。

今一度、お目通しをお願いいたします。説明は以上です。

議長

ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。

案件ごとに質疑、採決を行います。

議案第8号 番号1番について何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議長

議案第8号 番号1番について、委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第8号 番号1番について、委嘱することに決定いたします。

議長

次に、議案第8号 番号2番について審議いたします。

何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

3番服巻副会長どうぞ。

3番 服巻副会長

3番の服巻です。農業経営の概況ですが、1番の方と2番の方と両方とも農事組合法人
かんざきとなっておりますが、人が違うからというだけの事ですか。

事務局

推進委員につきましては、活動区域を定めて委嘱されることとなりますので、担当予定
地区が、1番の方は神納を除く神埼地区で、2番の方は神納と本堀地区というように担当
地区が分かれております。以上です。

3番 服巻副会長

分かりました。

議長

他に質疑ありませんか。

議長

質疑ありませんので、採決をいたします。

議長

議案第8号 番号2番について、委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第8号 番号2番について、委嘱することに決定いたします。

議長

次に、議案第8号 番号3番について審議いたします。

何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

質疑ありませんので、採決をいたします。

議長

議案第8号 番号3番について、委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第8号 番号3番について、委嘱することに決定いたします。

議長

次に、議案第8号 番号4番について審議いたします。

何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

質疑ありませんので、採決をいたします。

議長

議案第8号 番号4番について、委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第8号 番号4番について、委嘱することに決定いたします。

議 長

次に、議案第8号 番号5番について審議いたします。

何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議 長

議案第8号 番号5番について、委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第8号 番号5番について、委嘱することに決定いたします。

議 長

次に、議案第8号 番号6番について審議いたします。

何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議 長

議案第8号 番号6番について、委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第8号 番号6番について、委嘱することに決定いたします。

議 長

次に、議案第8号 番号7番について審議いたします。

何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議長

議案第8号 番号7番について、委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第8号 番号7番について、委嘱することに決定いたします。

議長

次に、議案第8号 番号8番について審議いたします。

何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議長

議案第8号 番号8番について、委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第8号 番号8番について、委嘱することに決定いたします。

議長

次に、議案第8号 番号9番について審議いたします。

何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

質疑ありませんので、採決をいたします。

議長

議案第8号 番号9番について、委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第8号 番号9番について、委嘱することに決定いたします。

議長

次に、議案第8号 番号10番について審議いたします。

何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

質疑ありませんので、採決をいたします。

議長

議案第8号 番号10番について、委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第8号 番号10番について、委嘱することに決定いたします。

議長

次に、議案第8号 番号11番について審議いたします。

何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

質疑ありませんので、採決をいたします。

議長

議案第8号 番号11番について、委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第8号番号11番について、委嘱することに決定いたします。

議長

次に、議案第8号 番号12番について審議いたします。

何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議長

議案第8号 番号12番について、委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第8号 番号12番について、委嘱することに決定いたします。

議長

次に、議案第8号 番号13番について審議いたします。

何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議長

議案第8号 番号13番について、委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第8号 番号13番について、委嘱することに決定いたします。

議長

次に、議案第8号 番号14番について審議いたします。

何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議長

議案第8号 番号14番について、委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第8号 番号14番について、委嘱することに決定いたします。

議長

次に、議案第8号 番号15番について審議いたします。

何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

2番筒井副会長どうぞ。

2番 筒井副会長

2番の筒井です。15番の方は、餘江地区の方で、境原の方では無く、担当地区の状況を把握されていないと思うのですが、その点は大丈夫ですか。

事務局

これについては、議案書の3ページ15番の方の分ですが、推薦は境原地区と餘江地区の両方からの推薦をされておられます。この地区は3大字の地区があり、話し合いで、各地区から農業委員1名と推進委員2名のいずれかの推薦するという事になったということでございました。また、各地区からの協力を得ながら知識を深めていかれるということで推薦されていると聞いております。

2番 筒井副会長

分かりました。

議長

他に質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議長

議案第8号 番号15番について、委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第8号 番号15番について、委嘱することに決定いたします。

議長

次に、議案第8号 番号16番について審議いたします。

何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議長

議案第8号 番号16番について、委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第8号 番号16番について、委嘱することに決定いたします。

議長

次に、議案第8号 番号17番について審議いたします。

何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議長

議案第8号 番号17番について、委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第8号 番号17番について、委嘱することに決定いたします。

議長

次に、議案第8号 番号18番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による「議事参与の制限を受ける案件」であり、〇〇が議事参与の制限を受けますので、〇〇の退室を求めます。

(〇〇 退室)

議長

それでは、議案第8号 番号18番について審議いたします。
何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議長

議案第8号 番号18番について、委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第8号 番号18番について、委嘱することに決定いたします。

議長

それでは、〇〇の入室を許可します。

(〇〇 入室)

議長

次に、議案第8号 番号19番について審議いたします。

何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議長

議案第8号 番号19番について、委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第8号 番号19番について、委嘱することに決定いたします。

議 長

次に、議案第8号 番号20番について審議いたします。

何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

13番本間委員どうぞ。

13番 本間委員

13番の本間です。各地域から推進委員があがって来てるんですけど、これは各地域で一本化されてあがって来ているということなんですか。

事務局

地域での推薦を区長会、生産組合長会に説明会を開催し依頼を行っており、定められた地域の中からの推薦をお願いしてきております。その中で、地域での話し合いがなされたということで候補者が出されたという事でございます。また、応募者はいなかったということで、今回、適格者であるかの審議をいただいているということでございます。

13番 本間委員

もう一つ、基本的な質問ですが、最適化推進委員は農業委員会の承認はあるんですけども、農業委員は、どこかの機関が承認するようになっているのでしょうか。

事務局

農業委員につきましては、市長が、議会の同意を得て任命するとなっております。また、推薦をされた候補者につきましては、評価委員会で適格であるかの審議をいただいております。それを受けて、市長より本年の3月議会に上程して同意を得ることとなっております。

13番 本間委員

評価委員会の、メンバーはどのような方がいらっしゃいますか。

事務局

メンバーといたしましては、佐賀県農業会議と佐賀県農業公社からそれぞれ1名と、現在の農業委員の会長、副会長3名、それから、市からは、総務企画部長、農林水産担当参事官の計7名となっております。

13番 本間委員

分かりました。ありがとうございます。

議 長

他に質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議長

議案第8号 番号20番について、委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第8号 番号20番について、委嘱することに決定いたします。

(報告第1号 農地法第18条第6項関係)

議長

次に、別冊の報告1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてを議題とします。

1ページから3ページの、受付番号1番から8番について、事務局より報告をいたします。

事務局

【報告第1号、受付番号1番から8番について報告書を基に朗読後、説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明します。農地法第18条第1項ただし書きの第1号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっていますので、受理したものを報告します。1ページから3ページに記載の受付番号1番から8番につきましては、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約です。報告は以上です。

議長

只今、事務局より報告がありましたが、報告内容等についてのご質問はありませんでしょうか。

議長

無いようですので、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今、事務局からの報告のとおりです。

(農地利用配分計画関係)

議長

次に、別冊の報告第2号をご覧ください。

報告第2号、農地利用配分計画の認可についてを報告いたします。

総括表及び集計表について、事務局から報告させます。

事務局

【報告第2号、農地利用配分計画について説明】

報告第2号 農用地利用配分計画の認可（農用地利用配分計画関係）について、農用地利用集積計画により佐賀県農業公社が借り受けた農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく農用地利用配分計画の認可の通知があったものをご報告します。

1ページの農用地利用配分計画関係総括表を説明します。

内容は、賃借権による利用権の設定が、千代田町1件、田50筆の117,883㎡となっております。

これは、農地の出し手から佐賀県農業公社へ利用権設定等を行った農地を、農用地利用配分計画により担い手である地域の農事組合法人へ貸し付けるものであり、詳細については2ページから5ページに記載しております。

報告は以上です。

議長

只今、事務局より報告がありましたが、報告内容等についてご質問はございませんでしょうか。

議長

ないようですので、報告第2号、農地利用配分計画の認可については、只今、事務局からの報告のとおりです。

議長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成31年第3回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。

ご審議ありがとうございました。

11時00分 閉会